

ドローンを活用する農業者の皆さんへ

～ 新田原基地周辺における小型無人機等の飛行の事前の届け出について ～

新田原基地は、令和2年8月17日に小型無人機等の飛行禁止対象の防衛関係施設に指定されました。対象防衛関係施設の区域及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空における小型無人機等の飛行は、禁止されています。飛行を行う場合は、新田原基地の同意及び警察署への事前通報が必要です。

【手続き】

- ・対象防衛関係施設の管理者への申請

飛行を行う10日前までに申請

(問合せ先:航空自衛隊 新田原基地 運用班 TEL:0983-35-1121)

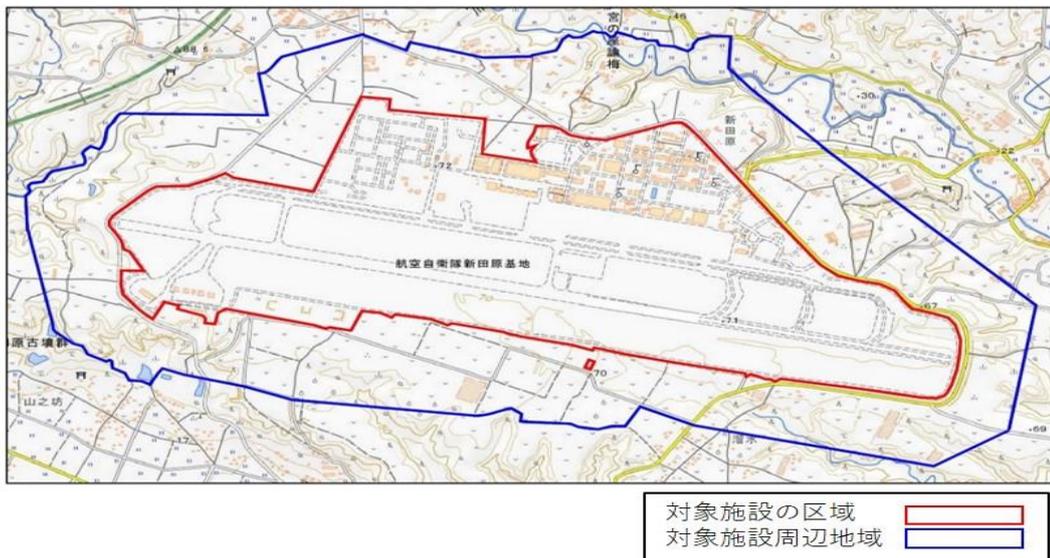
- ・対象施設周辺地域を管轄する警察署への通報

飛行を行う48時間前までに通報

(問合せ先:高鍋警察署 TEL:0983-22-0110)

航空自衛隊 新田原基地周辺の制限地域

(おおむね300メートルの地域・・青色の枠)



※詳細については、防衛省、県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。届出様式は、新田原基地、警察署等の窓口でも入手することが可能です。

文書取扱：新富町役場 産業振興課
T E L : 0983-33-6034